明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七三）　一
〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁四九）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一九二）　三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四三〇）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二〇一三～二〇二〇）　七
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十条の二の二第二号ただし書の規定に基づき、同号の農林水産大臣が別に定めて告示する場合を定める件（同二〇二一）
○石油資源開発株式会社の実施したあけぼの（Ｔ１）ＳＫ―１ＤＨ号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を認定した件（経済産業二〇五）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三一二～一三一六）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式指定をした件（同一三一七）
〔国会事項〕
法　務　九
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　九
〔叙位・叙勲〕
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
〔官庁報告〕
製造たばこ小売定価関係　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金清算人変更関係　三〇
会社その他

省令

○農林水産省令第七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十日　農林水産大臣　野上浩太郎

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（いとまきえい科又はさめの販売の禁止） **第三十三条の三**　大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ（よこ）これ及びくろとがりざめに限る。以下この条において同じ。）を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。	（いとまきえい科の販売の禁止） **第三十三条の三**　大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該いとまきえい科を販売してはならない。
（さめの魚体の所持等の制限） **第六十条の二の二**　遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。 一　（略） 二　当該さめ（インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの（インド洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。）に限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。 三　（略）	（さめの魚体の所持等の制限） **第六十条の二の二**　遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。 一　（略） 二　当該さめ（インド洋協定海域において採捕したものに限り、船上において冷凍保存するものを除く。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。 三　（略）